

昭和五十八年二月二十二日受領
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質九八第五号

昭和五十八年二月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員岩佐恵美君提出ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行
期日の延期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩佐恵美君提出ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る
告示の施行期日の延期に関する質問に対する答弁書

一について

1及び2 食品衛生調査会は、伊東教授の報告書に示されたブチルヒドロキシアニソール(以下「BHA」という。)の発がん性に関するデータにより、BHAは弱いながらもF344ラットに対し発がん性を示すものと評価しているところである。

3及び4 BHAの使用制限については、同物質の食品添加物としての使用の歴史が古く、また、国際的にも広く使用されているため、内外の関心と呼ぶところとなり、日米英加四国の専門家による科学的な検討が行われることとなった。しかし、その科学的検討においては、人に対する安全性についての評価が一致するに至らなかつたため、更に昭和五十八年四

月に開催予定のF A O ・ W H O（食糧農業機関・世界保健機関）の専門家会議において多数国の学者による科学的検討が行われることとなった。このため、我が国としては、同会議の結論を待つこととし、規制の施行を一時延期することとしたものである。

なお、この措置は、既に告示されているB H Aの使用制限の内容に変更を加えるものではなく、食品衛生調査会の意見具申に反するものではないと考える。

二について

食品添加物の安全性に関しては従来から国際的に科学的な検討の場がもたれているところであり、四か国専門家会議は、先に述べた理由により、B H Aを含む酸化防止剤について衛生上の観点から専門家による科学的な検討を行うこととしたものである。

三について

B H Aの使用制限の施行延期については、厚生大臣が、B H Aの安全性についての科学的

評価が国際的に分かれていることから判断したものであり、昭和五十八年四月に開催予定の F A O ・ W H O の専門家会議における多数国の学者による科学的論議の結論を待つこととしてその規制の施行を一時延期したものであつて、規制の内容を変更したものではない。なお、本件については、厚生大臣から内閣総理大臣に対しても報告を行つたところである。

四について

政府としては、今後とも食品衛生の重要事項について調査審議を行う食品衛生調査会の意見を尊重することに変わりはない。

五について

食品衛生調査会の意見具申では、B H A の F 3 4 4 ラットに対する発がん性は弱いと指摘されており、一定の経過措置を置きながら使用されないようにすることを求めているものであつて、今回の一時延期措置により人の健康に問題が起ることはないと考ええる。

右答弁する。